

4. 上記以外の情報

8 佐賀女子短期大学 公的研究費運営・管理の方針

〈基本方針〉 本学教職員が競争的資金等を獲得・利用し、自らの研究の充実及び本学学生の教育に資することは大いに奨励されるべきところである。一方、万が一にも不正使用等の事態が発生してはならず、本学は、ガイドラインが求める組織としての管理責任を明確にし、不正を事前に防止するための取組を推進していく。

(上にいう「ガイドライン」とは「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)平成26年2月18日 文部科学大臣改正」のことであり、「競争的資金等」とは競争的資金を中心とした公募型の研究費を指す。両者とも以下において同様)

○関連規程

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、以下の規程を設けている。

佐賀女子短期大学公的研究費の運営・管理規程	(令和3年7月28日改正)
佐賀女子短期大学公的研究費の運営・管理規則	(令和3年7月28日改正)
佐賀女子短期大学研究活動不正行為に関する規程	(令和3年7月28日改正)

○責任体制

本学に次表左欄の組織を設け、中欄の職員がその職責を負い、右欄の職務を遂行する。各部署においてそれぞれの職責を果たすことによって、競争的資金等の使用状況が透明なものとなり、適正な運営・管理となることを目指すものである。

組織	職員	職務
最高管理責任者	学長	本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。
統括管理責任者	副学長	不正防止対策の体制を統括する責任者で、具体的な対策を策定・実施する。
コンプライアンス推進責任者	事務局長	競争的資金等の運営・管理に関わる構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、不正告発の窓口となる。
事務局 (告発窓口)	コンプライアンス推進責任者(事務局長)	専用のメールアドレスを設け、不正に関する相談・通報窓口となる。
不正防止計画推進室	最高管理責任者 コンプライアンス推進責任者(事務局長) 学科長	不正防止計画策定・実施 競争的資金等の運営・管理の監視 不正取引の処分
監査室	統括管理責任者 経理部門事務職員	予算執行時のチェック 研究室の特別検査 不正防止管理体制・規程の点検

競争的資金等の 管理	事務局総務課 法人本部財務部	支出の適否を監査室に確認 納品物品、旅費、人件費の検収
---------------	-------------------	--------------------------------

○不正告発

不正告発に関する相談及び通報の窓口はコンプライアンス推進責任者とし、メール等により受付ける。

メールアドレス; sajotan.info@asahigakuen.ac.jp

・不正告発があった場合

以下の手順で対応します。

調査委員会設置(競争的資金等一時停止) → 不正不認定 → 競争的資金等使用再開調査委員会設置(競争的資金等一時停止) → 不正認定 → 競争的資金等使用停止 →
→ 報告書を配分機関に提出 → 当事者の懲戒・刑事告発・民事訴訟など →
→ 不正再発防止策 → 不正の公表

・告発者の保護

不正の認定・不認定に関わらず、告発者は不当な取り扱いを受けぬよう配慮されます。

令和6(2024)年度における外部資金の獲得実績

i. 公募、審査、採択の過程を経て獲得する競争的研究資金等

- ・令和6年度 佐賀県 留学生への日本語学習等支援事業費補助金
(1件) 400千円
- ・令和6年度 スポーツ活動等普及奨励助成事業助成金
(社会教育活動への助成)(大学災害ボランティア活動支援事業)
(1件) 480千円

iii. 民間企業等や同窓会等、個人より得た寄付金等

- ・個人より (19件) 1,250千円

(公表日:令和7年9月16日)